

第14回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

国際会計基準審議会 (IASB) の第14回基準諮問会議 (SAC) が、2005年11月10日と11日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SACメンバーである八木良樹日立製作所株式会社取締役会議長・監査委員長、辻山栄子早稲田大学商学部教授、オブザーバーとして金融庁より式部透審議官が出席し、金融庁より水谷剛課長補佐、企業会計基準委員会 (ASBJ) より又邊崇専門研究員が同席した。以下、会議の概要を報告する。

SACの役割

今回は、2005年10月にSACメンバーが改選されてから初めての会議であるため、SACの役割について、Carvalho新SAC議長から説明された。

SACの役割はIASBへのアドバイスであるため、メンバーは自分の意見を発言すべきであること、SACでは投票をしないこと、会計基準設定のデュー・プロセスにおいて、アジェンダの設定、ディスカッション・ペーパーと公開草案へのコメント、IFRS公表後の手続きに関与すること、また、SAC議長はIASB及び評議員と連携していることが説明された。

SACと評議会との連携を深めるため、今回から3人の評議員も会議に参加することとなり、評議員からは、欧州における2005年のIFRS適用開始を目標としたことから、「安定的な基盤」となる基準として、5つの新IFRSを作成し、17の既存のIASを改訂したこと、SECによるロードマップ、定款の改訂が説明された。

Tweedie IASB議長からは、IFRSを普及するために世界各国に行っていること、SACの目的は、IASBの戦略のあり方や、IFRSの利点を広めることであり、SACメンバーからのアドバイスが役立つということが説明された。

【SACメンバー等のコメント】

米国会計基準とのコンバージェンスに関する見解を尋ねられたため、評議員は以下のように回答した。

- コンバージェンスよりも、1組の国際的な会計基準を達成することが重要な点であると考え。個人的には、コンバージェンス自体が目的となるべきではないが、お互いの会計基準を認識することは非常に有用であると考え。例えば、IFRSを適用する場合、米国会計基準との調整はなくなる。(IFRSの)採用が究極的に1つの会計基準とするための実用的な方法であると考え。(評議員)
- 段階的に完全に収斂するという現実的なアプローチに同意する。(評議員)
- 会計基準や解釈の相違を議論することによって、国際的なコンバージェンスを達成することができる。第1段階はお互いの会計基準の理解でなければならない。(評議員)

100を超える国の間で適用に関する相違がある中、評議会にはIFRS適用に関する内的コンバージェンスの問題に対処するだけのリソースがあるのかとの質問に対して、評議員は以下のように回答した。

- 第一にはIASBが対応すべき重要な問題である。評議会はIASBの行うことに関心

があるとともに IASB に対する監視的役割を担っているが、世界中の基準が収斂するか収斂しないかについて見解を表明すべきではないと考える。明らかに関心があるが、主導権はとらない。(評議員)

- 評議会は産業界に対して説明責任がある。(評議員)
- 評議会には、コンバージェンスと IFRS との整合性を保証するため、資金調達によってリソースを確保する責任がある。(評議員)

・IASB・IFRIC の運営及び協議手続き

IASB 理事により、IASC 財団の構成、IASB 及び IFRIC の運営及び協議手続きが説明された。

【議論の内容】

IFRIC が十分な解釈指針を作成できるのかというキャパシティーに関する質問に対して、IFRIC で取り扱う問題が非常に限定的であるため、IFRIC メンバーが解釈指針を取り扱うのに必要なすべての経験を持ち合わせていることは難しく、スタッフも IASB の広範な問題と IFRIC の限定的な解釈問題を取り扱っているため、時間が不足していると IASB 理事から現況の説明があった。解決方法として、IFRIC メンバーには、監査法人、産業界の同僚と話し合い、見解や懸念を示すことを奨励しており、それによってより多くのバックグラウンドを得ることができるとしている。また、スタッフを支援するために、IFRIC に割り当てるスタッフの数を増やすことを評議会で確約するとともに、ドイツ・フランス・オーストラリアの会計基準設定主体のように、コメントレターの分析等で IFRIC への参加に同意している各国の基準設定主体との協力が成功しているとの説明があった。

また、IFRIC は緊急問題検討委員会でないことには同意するが、デュー・プロセスと緊急性とをどのように均衡させるのかという質問に対して、IASB 理事からは、審議会は毎月開催される一方で、IFRIC は 2 ヶ月に 1 回開催されるため、いくつかの問題については、審議会が迅速にガイダンスを与えることができるとの説明があった。

【SAC メンバー等のコメント】

- 最前線の限定的な問題は取り扱うべきではなく、方針は与えずに各国で解決してもらうようにすべきである。(イスラエル)
- 3月や9月に公開草案が公表されると、公開草案に対する回答を鈍らせるため、時期は大事である。(オーストラリア)
- プリンシプル・ベースの会計基準を開発するうえで、概念フレームワークの果たす役割は非常に重要だと思う。しかるに、現在教育教材として頒布されているフレームワーク CD-ROM は、私の理解では、現在の IASB の公式な概念フレームワークとは異なる内容のものである。この CD-ROM はデュー・プロセスのどの段階にあるものなのか、説明して欲しい。(辻山 SAC 委員)

これに対する IASB からの説明は以下のとおりである。

- CD-ROM は、IASB メンバーが世界会計基準設定主体会議でプレゼンテーションを行ったものであり、IASB のフレームワークと FASB の概念基準書に関して、特に財務諸表の構成要素の定義を比較し、両者における相違点と類似点を取り扱っている。こ

- の CD-ROM は、教育者の議論のために作られたものである。(IASB ディレクター)
- CD-ROM は、IASB 財団が発行しているが、IASB の公式見解ではない。(IASB 理事)

. IASB の作業計画とコンバージェンス(アジェンダ・ペーパー4)

各国の基準とのコンバージェンスの状況の説明が次のように行われた。

1. 米国

Tweedie IASB 議長から、2005 年から欧州における上場企業が連結財務諸表を IFRS に基づいて作成しなければならなくなったこと、米国会計基準とのコンバージェンスによって企業結合フェーズ 1 等のプロジェクトが完了したこと、4 月に欧州委員会(EC)と米国証券取引委員会(SEC)が IFRS と米国会計基準とのコンバージェンスを推奨する声明とともに、ロードマップを示したことにに関して、IASB は、より早く IFRS と米国会計基準の差異調整を取り除くように SEC と EC を手助けしており、2008 年までの調整削除を目標としていることが説明された。さらに、借入費用、政府補助金、ジョイント・ベンチャー、セグメント報告等が短期プロジェクトにおいて検討され、2007 年には、企業結合フェーズ 2 をはじめとする多くの最終基準等の公表が予定されていること、長期プロジェクトとして、リース、従業員給付、無形資産が検討されることが説明された。

2. 中国

IASB ディレクターから、中国会計基準に従って作成された財務諸表が、IFRS に従って作成された財務諸表と僅少の差異を除いて同一となることが目的とされており、その差異は、中国法令によるものや、減損損失の戻入を禁止するような利益操作の懸念によって生じていることが説明された。さらに、共通支配下の取引の指針がないこと、発展途上中の経済における公正価値測定への導入は実務上困難であること、関連当事者の開示について問題があることが説明された。また、2006 年 2 月に再度、中国財政部と会合を行う予定とされている。

3. 日本

山田 IASB 理事から、ASBJ と IASB の共同プロジェクトの第 1 フェーズとして、棚卸資産の測定(低価法の適用)、セグメント報告、関連当事者の開示、在外子会社の会計方針の統一、投資不動産、新株発行費が取り上げられていることが説明された。

【SAC メンバーのコメント】

山田 IASB 理事の説明の後、以下の発言があった。

- 日本は、世界第 2 位の資本市場を国内に抱え、1990 年代後半からは high quality な新基準を次々に導入して、既に実際に有効に市場で受け入れられて(enforce されて)いる会計基準を持っている。しかし、我々は、日本基準を IFRS にコンバージェンスすることに躊躇しない。ASBJ では現在、IASB とのコンバージェンス・プロジェクトの対象項目を拡大するために検討を続けているし、今週の火曜日(11 月 8 日)に

は、コンバージェンス・プロジェクトの対象項目の1つであった「在外子会社の会計方針の統一」に関する公開草案の公表を決議したところである。今後も、日本基準と IFRS との差異を縮小するための努力を惜しまないつもりである。(辻山 SAC 委員)

- 我が国会計基準は 1990 年代後半以降、急速に品質の改善が行われてきており、本年 7 月に公表された CESR の技術的助言においても、日本基準は IFRS と同等と評価されている。ASBJ は、会計基準のコンバージェンスに向けて今後も積極的な取組みを継続するという内容の声明を 9 月に公表しており、金融庁としても ASBJ のこのような取組みを支持している。(式部審議官)

4. 韓国

山田 IASB 理事から、韓国会計基準設定主体(KASB)は、IFRS をそのまま韓国語に翻訳し、IFRS を韓国会計基準として採用するという内容のディスカッション・ペーパーを 2005 年 12 月に公表することが説明された。それが承認されると、KASB は、IFRS と韓国会計基準との 3 段階のコンバージェンス・プロジェクトを開始し、その第 1 段階は 2009 年に達成されると説明された。

5. カナダ

SEC 登録企業は、カナダ会計基準の代わりに、米国会計基準を用いることが認められている。ディスカッション・ペーパー「戦略計画案」では、カナダ会計基準審議会(AcSB)の進む方向性を尋ねており、その提案によると、公開企業の財務報告基礎としてカナダ会計基準を廃止して、公開企業は IFRS と米国会計基準のいずれかの適用が可能とされており、また私的企業と非営利企業は別の取り扱いとされている。9 月末のコメント期限終了後、コメント分析が行われ、会計基準監視委員会との議論の結果、一般的に賛成の回答が多かったとされ、2006 年 6 月末までに包括的計画が完成された後、2011 年から開始する予定とされる。

6. ヨーロッパ

2005 年のヨーロッパでの「ロード・ショー」において、IASB メンバーは、ヨーロッパ 18 カ国で CFO、アナリスト、規制当局等と 25 回のセッションを行った。

アジェンダ・プロジェクトのタイムテーブルは以下のとおりである。

	2005	2006				2007		2008
	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1-2	Q3-4	
活動中のアジェンダ	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1-2	Q3-4	
IASB / FASB の共同プロジェクト								
企業結合								
第 2 フェーズ: パーチェス法の適用						IFRS		
非支配持分: IAS 第 27 号修正						IFRS		
IAS 第 37 号非金融負債			IFRS					
短期コンバージェンス・プロジェクト								

報告資料(1)

IAS 第 12 号 法人所得税		ED				IFRS		
セグメント開示	ED				IFRS			
借入費用		ED				IFRS		
その他の共同プロジェクト								
業績報告								
セグメント A	ED					IFRS		
セグメント B					DP			ED IFRS
収益認識及び関連負債				DP			ED	IFRS
概念フレームワーク								
目的及び質的特徴		未定						
要素、認識、測定属性					DP		ED	2008 以降
報告企業					DP		ED	2008 以降
他のフェーズ								
その他のプロジェクト								
IAS 第 32 号 プタブル株式等		ED				IFRS		
IFRS 第 2 号 修正 権利確定条件	ED			IFRS				
連結			ED			IFRS		
中小企業(SME)会計基準			ED			IFRS		
公正価値測定ガイダンス			ED			IFRS		
排出権取引								
IAS 第 20 号 政府補助金		ED				IFRS		
その他の問題				ED			IFRS	
保険契約				DP				ED IFRS
研究アジェンダ								
経営者の説明	DP							
測定目的	DP							
採掘産業								
金融商品								
認識の中止								
負債及び資本								
金融商品 金利マージン・ヘッジ								
超インフレーション経済								
無形資産								
ジョイント・ベンチャー								
投資企業								
リース								

IFRS: 最終基準

ED: 公開草案

DP: ディスカッション・ペーパー

【議論の内容】

アジェンダの優先順位としては、企業結合のように概念フレームワークに影響を与える大

きなプロジェクトに着手する前に、概念フレームワークを先に行うべきであるという意見が述べられた。

【SAC メンバーのコメント】

- アジェンダ・ペーパー 4 に大いに興味を持っている。アジェンダ・ペーパー 4 に掲げられている項目とスケジュールは、2005 年 4 月に公表された EC と米国 SEC とのロードマップとどのように関連するものか、また、IASB として、本ロードマップにどのように取り組む方針か、その方針はいつ公表される予定かを教示いただきたい。本ロードマップに従った IASB と FASB との議論の模様を教示いただきたい。(八木 SAC 委員)

これに対して Tweedie IASB 議長から次の回答があった。

- アジェンダ・ペーパー 4 とロードマップとの関係であるが、アジェンダ・ペーパーを見て戴くと、私が言及したほとんどすべてのプロジェクトを見ることができる。2007 年末、2008 年初期に向けて基準が完成することを望んでいるため、非常に多くなっている。その中には、数パラグラフの変更となる小さなプロジェクトもある。大きなプロジェクトは、企業結合、負債、法人所得税、セグメント報告、借入費用、業績報告であり、ロードマップの一部である。いったん、ロードマップが合意に至ると、我々は、差異調整削除の規定の修正と同様に修正する。これは我々の目標プランであり、ロードマップはこれに組み込まれている。ロードマップが解決すれば、次の会議で明確になる。
- コンバージェンスが 1 番の優先順位にあることは理解するが、慎重な見解を持っている。コンバージェンスにとって、基礎となる概念フレームワークをさらに理解することが重要である。どのような基礎に基づいて会計基準が開発されるのかは、戦略上の問題である。さらに、企業結合と IAS 第 37 号の公開草案に関して、ドイツだけでなく、多くの関係者から、経済的単一体説への変更や、条件付から無条件への変更が本当に必要なのが批判されている。プロジェクトでは、注意深く概念フレームワークを検討する必要がある。全面公正価値モデルについても、関係者が利点と欠点とを十分に理解するように教育しなければ、IASB と FASB がコンバージェンスに到達したとしても、関係者を失うというリスクがある。(ドイツ)
- 欧州委員会の McCreevy 委員の最近の演説によると、コンバージェンスの目的は、既存の会計基準の相違を狭めることであり、全く新しい会計基準を作り上げることにより、会計をさらに消化困難にしようとするのではないとコメントしている。国際的なコンバージェンスを促進するためにも、IAS が新しい会計基準を次々に作り上げるような「ムービング・ターゲット」ではなく、安定的に適用される基準となることが成功の鍵であると考えます。(式部審議官)
- 企業結合は、少なくとも米国において非常に議論のあるプロジェクトである。企業結合に関する既存の会計基準が変更されることは大きなことであり、その結果、間接的に概念フレームワークが変更されることは重要である。優先順位の問題として、既存の概念フレームワークを変更するような、大きな議論のあるプロジェクトに取り掛かる前に、概念フレームワークを首尾一貫したものとすることを検討すべきである。(アメリカ)

・主要プロジェクトの最新情報

1 . 保険契約フェーズ 2

IASB 理事から、保険契約フェーズ 2 に関するディスカッション・ペーパーが 2006 年第 2 四半期に公表されることが説明された。また、FASB は、ディスカッション・ペーパーの段階より、このプロジェクトに参加するとされている。

2 . 金融商品(アジェンダ・ペーパー 6)

2005 年 10 月の IASB と FASB の共同会議で、3 つの長期目標が確立された。(第 21 項)

(1) すべての金融商品を公正価値で測定し、実現・未実現の利得・損失を発生した期間で認識する。

(2)ヘッジ会計の要件を簡素化し、可能であれば、公正価値ヘッジの特別な会計の必要性を減らすか、削除する。

(3)より簡素で、適用しやすく、財務報告の概念と整合した、金融商品の認識の中止に関する新しく統合された基準を開発する。

両審議会は、以下を目的として、ウェブサイトに掲載する内容を準備するようにスタッフに指示した。(第 29 項)

- a. 関係者に審議会の目標を知らせる。
- b. 目標が確立された理由を説明する。
- c. 目標が達成される前に、行うべき作業の性質と状態を説明する。
- d. 金融商品の問題を取り扱うために現在進行中の作業を要約する。

【議論の内容】

日本からは、公正価値で評価する対象を制限すべきであるとの意見が述べられた一方で、2名の SAC メンバーからは、全面公正価値モデルの開発に同意する意見が述べられた。その際、FASB は、全面公正価値モデルへの移行を既に決定しているのかという質問に対して、IASB 側からは、FASB では SFAS133 号において、概念上及び実務上の問題が解決される場合に公正価値モデルが目標とされている一方で、IASB は今までそのような結論には至っていなかった点が FASB とは異なると説明された。

【SAC メンバーのコメント】

- これまでも申し上げてきたが、すべての金融商品を公正価値評価し、その実現・未実現損益をそれらが生じた期に損益計算書に計上する考え方に反対である。金融負債、関係会社投資あるいは信託投資等を公正価値評価する会計処理にどのような具体的な有用性があるか明確な裏づけが行われていないからである。単に財務報告を改善する、あるいは会計基準を単純化するというのみでは説得的でない。また、29 項には IASB と FASB は、両ボードのスタッフに対して、両ボードの金融商品会計に関する新しい三つの目標 (21 項) 等に関するウェブサイトでの公表内容を準備するよう指示したとある。この公表物においては少なくとも、公正価値評価の対象となる「すべての金融商品」について、その対象範囲の制限がありうることを明示するべきである。

(八木 SAC 委員)

これを受けて、Tweedie IASB 議長から、混合モデルがミスマッチの原因となっており、公正価値オプションがその問題を克服すること、混合モデルにおける区分の問題の解決は 1 つの区分とすることであり、より簡素で容易なものが全面公正価値モデルであるとのコメントがあった。

業績報告

業績報告プロジェクトは FASB との共同プロジェクトであり、セグメント A(要求される主要財務諸表の収斂に焦点を置く)とセグメント B(分解情報、分類、リサイクリング等、主要財務諸表の表示及び開示の論点の基本的な再検討に焦点を置く)に分けて議論を進めることとされており、今回の会議ではセグメント B における分類に関する議論が行われた。

【アジェンダ・ペーパーの内容】

1. はじめに

業績報告プロジェクトは、主要な財務諸表(財政状況表、認識収益費用計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書)における情報の表示及び開示に関する基準を設定することを意図している¹。審議会は、セグメント B について決議をしていないが、スタッフは共同国際グループ(JIG)とセグメント B について議論している。

2. 収益・費用の分類の必要性

現在、IFRS に準拠して収益・費用に関連して求められる分類は、継続事業の利益と非継続事業の利益を区別して表示することである。セグメント A の暫定決議では、純利益は、認識収益費用計算書上、必須の小計とされる。また、多くの関係者は、認識収益費用計算書において表示される情報の理解可能性・比較可能性がより良い分類を通じて改善されると考えている。

3. 財務カテゴリー

(1) 総額債務と純額債務

利用者は、企業の財務活動に関する情報を独立して表示することを求めており、総額債務と純額債務の異なる見解がある。

- (a) 総額債務は、債務が負債のみからなるという前提に基づく。
- (b) 純額債務は、企業の現金及び短期投資は、負債を決済するために用いられるため、負の債務(negative debt)であるという前提に基づく。純額債務説では、超過現金又は負の債務と考えられる金融資産に関して稼得された収益・利得は、独立した項目として、財務カテゴリーに含まれることになる。

(2) 財務カテゴリーの表示の代替案

¹審議会は、セグメント A として、貸借対照表を財政状況表、損益計算書を認識収益費用計算書、キャッシュ・フロー計算書(cash flow statement)をキャッシュ・フロー計算書(the statement of cash flow)と表題を付けることを暫定的に決めている。

- 総額1：債務保有者(長期債務の短期分を含む長期債務の貸手)に対する支払いに関連する貨幣の時間価値(利息費用)
- 総額2：債務保有者に対する支払いに関連する貨幣の時間価値と取立コスト(発行、再構築、債務の早期消滅に関連する金額)
- 総額3：全ての負債に関する貨幣の時間価値(利息費用として認識されるすべての金額、予想利息変動や予想キャッシュ・フローの変動によって生じる、負債に関する全ての費用)
- 純額1：債務保有者に対する支払いと同様に金融資産(現金、現金同等物、市場性のある有価証券)に関連する貨幣の時間価値
- 純額2：すべての負債と同様に金融資産に関連する貨幣の時間価値と取立コスト

4. その他の分類モデル

財務カテゴリーを前提として、その他の収益・費用項目を認識収益費用計算書においてどのように分類すべきかについて、モデル1：経常/非経常(経営者が定義する項目)、モデル2：実現/未実現、モデル3：営業/非営業(経営者の視点)、モデル4：現金・発生主義/市場価値/見積り価値(CME)の4つの分類モデルがある。

分類だけの議論に焦点を置くため、以下を前提とする²。

- (a) すべてのモデルは同じサンプル取引を用いている。
- (b) 純額1の表示が財務カテゴリーとして採用されている。
- (c) すべての子会社は報告企業の100%子会社である。
- (d) すべての取引は金額の重要性にかかわらず1項目として表示されている。

(1)モデル1：経常/非経常

定義/目的

経常とは、カテゴリーの取引・事象が頻繁に又は定期的に発生することをいう。企業が、経常と非経常を定義付ける。非経常のカテゴリーを持つ目的は、財務諸表の利用者が、非日常的な取引・事象と継続中の営業を区分するのに役立つ、企業の持続可能な(sustainable)利益を強調することである。

利点

将来に再発生しない情報と将来の稼得利益を予想するのに用いられる情報を区分することによって、財務諸表の利用者が企業の将来キャッシュ・フローの予測に役立つ持続可能な又は基礎となる利益を区分する。

欠点

経常は程度の問題であるため、経常の規準が主観的である。経営者は、ある取引・事象が経常・非経常のいずれかを選択する裁量があるため、情報の比較可能性が産業間で犠牲になる。金利・為替・株価のような市場価格の変動は、経常の規準を満たすことが主張される。市場価格は定期的に変動するが、将来の変動の重要性は、過去の変動とは無関係であるかも

² なお、モデル1と3では、費用は機能別に分類され、モデル2と4では、費用は性質別に分類されている。また、保険数理差損は、直ちに認識されているものとする。

しれない。経常利益を強調しすぎており、財務諸表利用者にとっての非経常項目の重要性を軽視している。

モデル1: 経常/非経常

経常		
収益	1000	
売上原価	(600)	
一般管理費	(120)	
年金の保険数理差損	(50)	
売買目的有価証券評価益	20	
有価証券売却益	50	
為替換算差損	(60)	
受取配当金	25	
訴訟債務	(15)	
関連会社の純利益に対する持分	55	
“リストラクチャリング損失”	(45)	
“巨額の環境債務”	(55)	205
非経常		
有形固定資産売却益	60	
有形固定資産の減損	(20)	40
財務		
利息収入	20	
利息費用	(50)	(30)
(差引：税金費用)		(40)
非継続事業の損失		(50)
年度利益(純利益)		125
売却可能有価証券評価損		(30)
在外営業活動体の為替換算		(80)
キャッシュフロー・ヘッジ評価益		25
総認識収益費用(包括利益)		40

(2)モデル2：実現/未実現

定義/目的

実現の定義は、取引・事象・項目が現金又は現金等価物を獲得するのに容易に転換可能又は転換している状態とされる。目的は、現金主義の収益・費用と未実現の保有利得・損失を区分することである。

利点

実現の概念は、純利益を2つのカテゴリーに区分するための明確な規準を提供する。項目は経営者の意図にかかわらず、継続的に会計処理される。現行のIFRSでは、売買目的有価証券の公正価値の変動は、純利益に含まれるが、売却可能有価証券の公正価値の変動は、純利益から除外されている。

欠点

棚卸資産評価損、売買目的有価証券の公正価値の変動、有形固定資産の減損のように純利

益に現在含まれている項目が、実現利益から除外される。投資の保有目的が同じであるため、当該項目は実現利益と同じカテゴリーに入れるべきとの意見がある。例えば、売買目的有価証券の目的は資産価値の増加である一方、その他の付加価値活動の目的は、現金又は現金等価物を獲得することとされる。実現に関連する情報は、キャッシュ・フロー計算書又は貸借対照表から入手される。したがって、実現は財務業績の概念ではなく、収益・費用の分類の基礎とすべきではない。

モデル2: 実現/未実現

実現利益		
収益	1000	
棚卸資産の増減	(110)	
従業員費用	(320)	
減価償却費	(100)	
売上債権評価損	(10)	
その他費用	(160)	
年金の保険数理差損	(50)	
有価証券売却益	50	
為替換算差損	(60)	
受取配当金	25	
訴訟債務	(15)	
有形固定資産売却益	60	
“リストラクチャリング損失”	(45)	
“巨額の環境債務”	(55)	210
未実現利益		
棚卸資産評価損	(20)	
売買目的有価証券評価益	20	
有形固定資産の減損	(20)	
関連会社の純利益に対する持分	55	35
財務		
利息収入	20	
利息費用	(50)	(30)
(差引：税金費用)		(40)
非継続事業の損失		(50)
年度利益(純利益)		125
売却可能有価証券評価損		(30)
在外営業活動体の為替換算		(80)
キャッシュフロー・ヘッジ評価益		25
総認識収益費用(包括利益)		40

(3) モデル3：営業/非営業

定義/目的

収益・費用は、営業又は非営業のカテゴリーとして表示される。営業は、企業が消費する原価を超えた収益を稼得することを期待する付加価値活動に関連している。このカテゴリー

は「経営者の視点を通した」アプローチにより決定され、会計基準設定主体が営業を定義付けて、企業がその定義を事業に適用する。目的は、利用者が企業の業績を評価できるように報告企業の主要な利益を把握することである。非営業は、その他の、又は主要ではない利益、損失をいう。

利点

営業のカテゴリーは、企業の本業がどれだけうまく営業されているかの理解に有用である。このカテゴリーは、利用者に企業の持続可能な利益又は基礎となる利益に関する情報を提供するかもしれない。

欠点

異種産業で適用される場合、営業のカテゴリーは、企業間で比較可能でないかもしれない。有形固定資産売却益は、不動産会社にとっては営業であるが、その他の企業にとっては非営業である。金融資産の利得・損失は、金融機関にとっては営業であるがその他にとっては非営業である。

モデル3: 営業/非営業

営業		
収益	1000	
売上原価	(600)	
一般管理費	(120)	
年金の保険数理差損	(50)	
為替換算差損	(60)	170
非営業		
売買目的有価証券評価益	20	
有価証券売却益	50	
受取配当金	25	
訴訟債務	(15)	
有形固定資産売却益	60	
有形固定資産の減損	(20)	
関連会社の純利益に対する持分	55	
“リストラクチャリング損失”	(45)	
“巨額の環境債務”	(55)	75
財務		
利息収入	20	
利息費用	(50)	(30)
(差引：税金費用)		(40)
非継続事業の損失		(50)
年度利益(純利益)		125
売却可能有価証券評価損		(30)
在外営業活動の為替換算		(80)
キャッシュフロー・ヘッジ評価益		25
総認識収益費用(包括利益)		40

(4) モデル4：現金・発生主義/市場価値/見積り価値(CME)

定義/目的

取引・事象が取得原価以外で認識・測定される場合、測定技法には見積りと仮定が含まれる。異なる種類の見積りを区分して独立に表示することが有用である。

収益・費用は3つのカテゴリーに分類される。

- 現金・発生主義の利益には、取得原価に基づいて発生主義会計で認識される取引・事象が含まれる。
- 市場価値の利益には、市場価格の変動を原因とする資産・負債の金額の変動が含まれる。
- 見積価値の利益には、将来事象の時期と性質のような経営者が見積る資産・負債の金額の変動、将来の利息や年金に関連する変数の変動が含まれる。

利点

利用者が取得原価、資産・負債における市場価格の変動、資産・負債における見積金額の変動を区別することができる。市場価値の変動と見積価値の変動のいずれかに含まれる資産・負債の過去の変動金額には、予測価値がほとんどなく、企業の将来キャッシュ・フローの予測に有用でないかもしれない。利用者が見積金額を明確に区分できることによって、利用者がさらに正確な過去の趨勢データを作り出すことを支援し、「稼得利益の本質」をさらに明確に理解することになる。

欠点

「総利益」「営業利益」「純利益」のように良く知られている用語は削除されるかもしれない。これらは、投資家の分析において頻繁に用いられる、報告されている小計である。棚卸資産評価損や売上債権評価損のような項目は、業績の通常の構成要素であり、現金・発生主義の項目と同一グループに分類するべきであるという意見がある。現行の実務よりもさらに項目の分解が求められ、作成者の負担として見られる。代替的評価方法が用いられる場合、類似項目が異なるカテゴリーに区分される。例えば、市場で取引される金融商品は、価値が見積られる金融商品とは区別して報告される。

モデル4:現金・発生主義/市場価値/見積価値(CME)

現金・発生主義		
収益	1000	
棚卸資産の増減	(110)	
従業員費用	(320)	
減価償却費	(100)	
その他費用	(160)	
受取配当金	25	
関連会社の純利益に対する持分	55	
“リストラクチャリング損失”	(45)	345
<hr/>		
市場価値		
棚卸資産評価損	(20)	
売上債権評価損	(10)	
売買目的有価証券評価益	20	
有価証券売却益	50	

為替換算差損	(60)	
有形固定資産売却益	60	40
見積価値		
年金の保険数理差損	(50)	
訴訟債務	(15)	
有形固定資産の減損	(20)	
“巨額の環境債務”	(55)	(140)
財務		
利息収入	20	
利息費用	(50)	(30)
(差引：税金費用)		(40)
非継続事業の損失		(50)
年度利益(純利益)		125
売却可能有価証券評価損		(30)
在外営業活動体の為替換算		(80)
キャッシュフロー・ヘッジ評価益		25
総認識収益費用(包括利益)		40

5. 議論のための質問

質問1. 財務カテゴリーが認識収益費用計算書において有用であることに同意するか。同意する場合、財務カテゴリーはどのように定義しなければならないか。すなわち、どのような種類の取引・事象を財務カテゴリーに入れなければならないのか。

質問2. 財務のカテゴリーが求められることを前提として、その他の収益・費用項目をどのように分類しなければならないか。業績の理解、将来の業績予測、投資家との意思疎通において有用な情報を提供するに当たり、4つの分類モデルがどのように有用であるか。それはなぜか。財務諸表の利用者にさらに有用な情報を提供すると考えるその他のモデルはあるか。

【議論の内容】

SACメンバーは、赤・黄・青の3つのグループに分けられ、各グループで議論が行われ、議長から指名された各グループのリーダーが議論の結果を全体に報告するという形式でブレイクアウト・セッションが行われた。

赤グループでは、質問1については、財務カテゴリーが有用であると合意され、表示方法としては純額が主張された。質問2については、モデル4が最も客観的であり、妥当であると合意され、経営者の視点は基礎となるのではなく、開示で検討すべきとされた。また、モデル3は損益計算書について有用であり、モデル4は貸借対照表にとって有用であるという考えも主張された。

黄グループでは、経営者は財務情報の透明性を検証すべきであり、経営者に広範な指針を提供すべきという意見が述べられた。複数モデルの組み合わせによるマトリックス・アプローチが情報量の観点から有用であるとされる一方で、複雑であるという意見も紹介された。4つのモデルの中では、モデル3とモデル4が有用であるとされた。

青グループでは、モデル1とモデル3は業績能力を表示する点で同じであり、モデル2と

モデル4は稼得利益の質を表示する点で同じであるとして、それぞれが議論された。まずモデル1の経常と非経常の区別は操作可能であるため、余り支持されず、モデル3は、将来の稼得利益の予測に有用であるとして、賛同を得た。モデル2の実現と未実現の区別は銀行業界では鍵となるが、投資家にとっては直接的には有用でないと言われた。モデル4は、リサイクリングが困難となる等の問題があるが、特に公正価値アプローチにおいて、稼得利益の質と測定の信頼性の評価が可能となるという理由で支持された。この場合、モデル4単独では満足できる損益計算書とはならず、モデル3とモデル4のマトリックス・アプローチが解決策になるとされた。

各グループからの報告の後、IASBはマトリックス・アプローチを採らないことを既に決定したという理解は正しいか否かとのSACメンバーからの質問に対して、IASB理事からは「セグメントBで着目する」、「マトリックス・アプローチをなくすのは公平ではない」、「マトリックスは不適切である」との様々な意見が述べられた。さらに、SACメンバーからは、「モデルを組み合わせると結局は何次元ものホログラムになってしまう」、「マトリックスが目標とは考えない」という意見が述べられた。

【SACメンバーのコメント】

質問2へのコメント

- 私は、「その他の分類モデル」に関しては、モデル3を支持する。営業損益が経営者の経営活動をもっとも直接的に反映する概念と考えるからである。さらに、セグメント情報との関連についても言及したい。投資家は損益計算書のみでは十分な情報開示とは考えておらず、セグメント情報を合わせて分析を行っている。IASBは、セグメント情報開示基準については米国基準に収斂していく方向と仄聞している。米国基準では、セグメント損益の算定基準については、マネジメントが採用する管理会計的手法を容認しているが、私は、そのようなセグメント情報開示ルールの下においても、基本財務諸表としての損益計算書のキャプションを各セグメント損益として表示することが投資家にとってもっとも有用な開示方法であり、その際、営業損益がもっとも妥当な財務指標であるとする。（八木 SAC 委員）

・企業結合

パートAでは、IFRS第3号「企業結合」修正案とIAS第27号「連結及び個別財務諸表」修正案の内容が紹介され、パートBでは、支配概念について検討された。

【アジェンダ・ペーパーの内容】

パートA - 企業結合フェーズ2

1. 背景

IASB及びFASBはそれぞれ、2段階で企業結合の財務会計を取り扱うことを決定し、第1フェーズとして、FASBは2001年6月に基準書第141号「企業結合」を公表する一方、IASBは、2004年3月にIFRS第3号「企業結合」を公表した。第1フェーズでは、両審議会は、企業結合にパーチェス法（IFRS修正案において取得法と呼ばれる）を用いることを決定した。第2フェーズでは、取得法適用の指針を取り扱っている。両審議会は、同

一の結論に到達する目的で、共同作業により第2フェーズを実施することを決定している。

2. 修正案の主な特徴

IFRS 第3号修正案は、取得法の会計処理がすべての企業結合について用いられ、取得企業がそれぞれの企業結合について識別されるという現行のIFRS第3号の基本的規定を保持している。その他の提案は以下のとおりとされる。

- (a) 取得企業は、取得日時点で、全体としての被取得企業の公正価値を測定・認識する。
- (b) 取得企業が引き渡す対価は、取得日時点の公正価値で測定される。
- (c) 取得企業は、企業結合に関連して発生する取得関連コストを費用として会計処理する。
- (d) のれんは、全体としての被取得企業の公正価値が、認識された識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の正味額を超過する額として測定、かつ認識される。取得企業が、取得日において、被取得企業の持分証券を100%未満を保有する場合でも非支配持分に帰属するのれんが認識される。
- (e) 取得企業は、IAS第38号「無形資産」における無形資産の定義を満たし、かつ識別可能な(すなわち、契約上・法的権利から発生するか、又は分離可能な)被取得企業の無形資産をのれんから独立して認識する。
- (f) 被取得企業に対する取得企業の持分の取得日における公正価値が、当該持分について引き渡された対価の公正価値を超過する企業結合(バーゲン・パーチェス)において、取得企業は当該超過額について企業結合に関連するのれんがゼロとなるまでのれんを減額し、次に残額を損益計算書上で認識することにより会計処理する。

IAS第27号修正案では、子会社の支配を喪失する結果とならないような親会社の所有持分の変動は、持分保有者の資格における持分所有者との取引(資本取引)として会計処理され、当該変動によって損益計算書上、利得又は損失は計上されない。

パートB: 支配 vs. リスク及び経済価値

1. 支配

IASBは、企業をグループに連結するための権利及び規定は、支配概念に基づくことを既に決議している。支配の定義は、支配者が以下を有することを求めている。

- (a) 企業の財務及び経営方針を指図する能力(力(Power)規準)
- (b) 企業から流出する便益を入手する能力(便益規準)
- (c) 便益額を増大、維持、保護するために、力(Power)を用いる能力

条項によって、投資家が資産を法的に支配せず、負債について責任を負わないように設計することができる。そのような条項は、投資家が支配する資源を自動操縦で運営している企業に置く場合に生じる。

2. 自動操縦条項と力(Power)

支配において、自動操縦(autopilot)条項について2つの考え方がある。第1は、企業を自動操縦に設定することは、力(Power)が行使されている証拠であるというものである。第

2は、企業を自動操縦に設定する当事者の能力は、力(Power)によって、企業が他の企業の子会社であるかを判断するのに適切でないことの証拠であるというものである。

3. 議論のための質問

(1)企業が自動操縦されている場合、投資家が他の企業に対して力(Power)を有する規定をどのように修正するか。力(Power)が行使されているという事実は、自動操縦の性質を最善に反映する原則であることを支持するか、あるいは力(Power)は、自動操縦の場合には適切又は重要ではないということをサポートするか。代替的見解はあるか。

(2)単純な投資不動産の事例

企業Aは、行楽地で共同住宅を保有しており、行楽客へ短期間でサービス付共同住宅として賃貸される。企業Aは、管理専門会社を施設の管理に置いている。管理契約は包括的で、企業Aを自動操縦に置いている。管理手数料には、固定的要素と業績に基づく要素とがある。企業Aの75%の株主による承認のみにより、管理契約の解約、条項の再交渉、共同住宅の売却又は改築が可能とされる。共同住宅の公正価値はCU1,000である。企業Aには、公正価値CU800の長期債務がある。企業Aの公正価値はCU250である。(第36項)企業Bが企業Aに対して51%の持分を保有し、企業Cが残りの49%保有しているものとする。(第37項)

(a) 企業Aは企業Bの子会社であるか。

(b) 企業Cはその持分をどのように会計処理するか。

企業Bが企業Aに対して45%の持分を保有しているものとする。残りの株主には、0.5%を超えて保有する個人はおらず、広範に拡散している。企業Aは企業Bの子会社であるか。(第38項)

【議論の内容】

業績報告と同様に、支配 vs リスク及び経済価値の質問についてブレイクアウト・セッションが行われた。

赤グループでは、どの企業が連結されるかは、51%が明確な境界線であることが支持された。また、支配を決定するのに契約が重要であるとされた。

黄グループでは、多くの意見は契約のリスクと便益がどこに流れるのかに着目された。そのため、誰が実際に意思決定する権利を有しているかよりも、誰がリスク及び経済価値の過半(51%)を取得するかという米国の伝統的な支配概念に着目された。多くの議論は、契約は本当に自動操縦なのか、契約の経済的実質は何か、関連当事者間取引か、事実が変更される場合に誰が変更を支配できるのか、企業Aは事業である必要があるのか、又はキャッシュ・フローを生み出す単なる資産であるかによって結論が異なるという議論が行われた。事例ではジョイント・ベンチャーであることが支持され、経済的実質を表わすのは、結局、持分法又は比例連結であるとされた。

青グループでも、第1のケースでは、ジョイント・ベンチャー契約であることが支持された。

各グループからの報告後、51%が本当に明確な境界線なのかとのIASB理事からの質問に対しては、株主総会の過半数か否かが重要な問題である、数値は操作可能なため、51%は

明確な境界線ではないという意見が述べられた。

【SAC メンバーのコメント】

- 一般的には連結範囲を構成する集団を決定する判断基準としては、資産に対する支配・負債に対する責任がもっとも肝要であると考えている。第 37 項について、企業 A は、自動操縦の状況にあるというが、その状況はアパート事業運営契約が解除される事態となった場合には、維持されない。このように自動操縦の状況は容易に変更されうるのであり、連結範囲を決定する要件として考慮に値するとは考えられない。本ケースではアパート事業運営契約、すなわち A を支配する者は、存在しないので、A は、B の子会社ではない。B と C は合併企業に対する投資者であり、よって A は、B と C それぞれによって持分法が適用されることが妥当である。第 38 項については、B は 45% の株式を保有するのみであり、必ずしも単独で A を支配しているとはいえない。(八木 SAC 委員)
 - 今回、議長がグループ・ディスカッション方式を採用したのは、出席した SAC メンバーにより多くの発言の機会を与え、議論を活発にするという意味で評価に値する。その一方で、グループ・ディスカッションの際に非常に細かい質問を設けてその各々にイエス・ノーの回答を求めるような方式は、賛成できない。私は、一昨日(11月9日)、企業結合の円卓会議に参加したが、そこでは IASB の公開草案に対して、非常に多くの反対意見が表明されていた。できれば SAC では、そこで反対意見が集中したような大きな問題、例えば親会社説からエンティティ説への転換のような問題を取り上げ、SAC の意見を IASB にインプットするような議論を行うのが有効ではないか。また、もし今回は「支配概念」に関する意見を集約したかったのであれば、支配概念を直接議論したほうがよかった。今回のオートパイロット企業の設例のように、あまりにもテクニカルな細かい設例を SAC で議論させるのは適切ではないと思われる。(辻山 SAC 委員)
- これに対して、Tweedie IASB 議長からは、「SAC は、戦略上の決定を手助けするものであり、支配概念は戦略上の問題である。」との回答があった。

以上